

平成19年第2回大仙市議会定例会会議録第3号

平成19年6月21日（木曜日）

議事日程第3号

平成19年6月21日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第116号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第3 議案第117号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第4 議案第118号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第5 議案第119号 大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第6 議案第120号 大仙市南外ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第7 議案第121号 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第8 議案第122号 大仙市招致外国青年住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第9 議案第123号 大仙市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第10 議案第124号 大仙市駐車場条例及び大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第11 議案第125号 大仙市公の施設の管理に係る指定管理者制度の導入に伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例制定について

（質疑・委員会付託）

- 第 1 2 議案第 1 2 6 号 大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 1 2 7 号 大仙市仙北まがり家条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 2 8 号 大仙市仙北歴史民俗資料館条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 2 9 号 大仙市仙北民具資料館条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 3 0 号 大仙市第三セクター運営観光施設等整備基金条例の制定につ
いて
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 3 1 号 大仙市の債権の管理に関する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 3 2 号 大仙市八乙女交流センター条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 1 3 3 号 字の区域の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 3 4 号 字の区域の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 1 3 5 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更
について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 1 3 6 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 1 3 7 号 平成 1 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第
1 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 3 8 号 平成 1 9 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 1 3 9 号 平成 1 9 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第
1 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 1 4 0 号 平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1
号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 1 4 1 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1
号)
(質疑・委員会付託)

- 第28 議案第142号 平成19年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第29 議案第143号 平成19年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第30 議案第144号 平成19年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第31 議案第145号 平成19年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第1号）
（質疑・委員会付託）
- 第32 請願第12号 神岡地域一級市道9号（通称：藤原農道）の拡幅改良を求め
ることについて （委員会付託）
- 第33 請願第13号 道路の補修について （委員会付託）
- 第34 陳情第48号 イオン大曲ショッピングセンター開設に反対し、中心市街地
活性化協議会の早期設置を求めることについて
（委員会付託）
- 第35 陳情第49号 日豪EPA・FTA交渉に対することについて
（委員会付託）
- 第36 陳情第50号 旧南外村道8号線の拡幅工事等について （委員会付託）
- 第37 陳情第51号 誤った国土調査の修正と用水路の復元について
（委員会付託）

出席議員（29人）

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 高橋敏英	9番
10番 千葉健	11番 渡邊秀俊	12番 金谷道男
13番 斉藤博幸	14番 佐々木洋一	15番 大野忠夫
16番 武田隆	17番 菊地幸悦	18番 佐藤芳雄
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	21番 門脇一男
22番 本間輝男	23番 藤田君雄	24番 高橋幸晴
25番 橋村誠	26番 佐々木昌志	27番 鎌田正

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林 次美	副市長	久米 正雄
教育長	三浦 憲一	代表監査委員	田牧 貞夫
総務部長	老松 博行	企画部長	佐々木 正広
市民生活部長	元吉 峯夫	健康福祉部長	深谷 久和
農林商工部長	藤原 薫	建設部長	柴田 勝三
病院事務長	富岡 暁雄	水道局長	田口 良邦
教育次長	相馬 義雄	教育次長	今井 聰
総務課長	進藤 雅彦		

議会事務局職員出席者

局長	田口 誠一	参事	高橋 薫
副主幹	伊藤 雅裕	副主幹	加藤 博勝
主任	菅原 直久		

午前10時00分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、本会議第2日目に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。はじめに2番佐藤文子君。はい。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 おはようございます。日本共産党の佐藤文子です。

早速、通告に従いまして質問をいたします。どうか市当局の明解なるご答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、住民税について2点お尋ねいたします。

はじめに、税源移譲に伴う増税と救済措置についてであります。

定率減税の廃止と税源移譲により、今年から住民税は2倍以上と大幅に増加するよう
な方が出るなど、6月からの納付書を見てびっくりした市民からの問い合わせが殺到し
ているとの報道が連日行われております。政府はこれまで定率減税廃止による増税分を
除き、税源移譲による所得税と住民税を合わせた税負担は基本的に変わりありませんと
宣言してまいりました。しかし、この税源移譲だけをとっても最大で9万7,500円
の増税となる世帯があることが明らかになっております。13日の衆議院財務金融委員
会で我が党の佐々木憲昭衆議院議員がいろんな所得の変化に伴う事例を示し、2006
年に比べ2007年に大幅に所得が減った人の場合には増税となることを指摘しまし
たが、政府はこれを認めております。例えば単身サラリーマンが正社員を辞めフリーター
になって年収が420万円から120万円に半減した場合、差し引き9万5千円の増税、
夫婦と子供2人のサラリーマンが転職によって年収620万円から340万円の場合に
は差し引き9万3千円の増税、また、昨年12月で63歳で退職し、今年1月から年金
生活に入り年収500万円から150万円になった単身者の場合には9万4千円の増税
となるなどあります。このような税源移譲によって増税となるからくりは、所得税は
今年2007年に基づき計算されますが、住民税は前年2006年の所得をもとに計算
されるために2007年に所得が大幅に減少した人の場合には税源移譲による所得税の
減額分は少なくなります、住民税の増額分はより大きくなるからです。このような税
源移譲だけで増税となる人は数百万人規模にのぼるのではないかと見ているところ
であります。総務省ではこれに対し、2007年度に所得税が課税されない程度の所得に
減った人を対象に2007年度分の住民税を税源移譲前まで減額する経過措置、いわゆ
る救済措置を設けていると述べているようであります。この救済措置を受けるには来年
の7月1日から31日の間に納税者本人から各自治体への申告が必要となりますが、
佐々木憲昭議員は早期に救済措置の周知を徹底することを求めたところ、総務省も前倒
しして周知する、できるだけ早期に周知に取り組むと答えているようであります。当市
としても市民の負担と不安を少しでも軽減するためにも早急な対応が必要と思いますが、
見解を伺います。

次に、身体障害者手帳を所持していない要介護認定者の障害者控除適用についてお尋
ねいたします。

税源移譲に伴う増税以前に高齢者にとっては公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、住民税の高齢者の非課税限度額の廃止という3つの税制改悪が一度に襲いかかった昨年の住民税は10倍になるというようなケースが出るなど、あまりに異常な大幅増税が行われてきました。加えて介護保険料の引き上げなどもあって税金と保険料の負担は2004年度と比べ3倍から4倍にもなるというような事態になっているわけでありませう。

こうした中、税金の申告に際し、身体障害者手帳を持っていない要介護認定の高齢者が障害者控除の適用を受けられるようきめ細かに対応している自治体が増えております。障害者控除はもともとは障害者手帳を交付されている人だけが対象でしたが、その後、手帳を持っていない高齢者にも対象が広がってきました。具体的な対象者は、1つは寝たきりで複雑な介護を必要とする場合で、12月末の時点で6カ月以上寝たきりの状態にあったことを市町村長などが認定した場合、もう1つは障害者手帳を交付されている場合と同程度の障害があると市町村長や福祉事務所長が認定した場合です。いずれ手帳を所持していない要介護認定者が障害者控除の適用を受けるには、要介護認定結果を用いての障害者控除認定書の交付を市長や福祉事務所長から受ける必要があるようです。このような一連の手続きが市民がどれだけ知っているのか、また、市民にしっかり知らされているものなのかどうか、この点とあわせて要介護認定者の障害者控除適用の現状をお知らせいただきたいと思っております。

さて、岐阜市では市の介護保険室が要介護認定高齢者に対し、「障害者控除対象者認定書の交付申請について」という書類を6,200人に送付し、申告に活用していただくことで3,245人が減額になったという報道もあります。このような本市としても要介護認定書交付がもれなく行われるよう介護保険事務所とも協力しながら要介護認定書交付申請書類を送付するようきめ細かな対応を望むものですが、いかがでしょうか。

国保税についてお尋ねいたします。

貧困と格差の広がり深刻な社会問題になっております。国民皆保険を立て前とする医療保険制度である退職者、無職者、低所得者が多く加入する国民健康保険においても高すぎる保険料を払いたくても払いきれず、滞納世帯が年々増加し、非情な保険証の取り上げ、つまり資格証明書の発行者数も増加しているようであります。命の格差まで言われる時になっております。教育民生常任委員会協議会に提示された資料によりますと、所得250万円の4人家族、夫婦と子供2人の事業所得に年間36万5,800円もの

国保税がかかっているが、国保税のほかに夫婦の年金保険料や所得税、住民税を除くと生計に回せる額は170万円程度となり、光熱水費や教育費を想定すると食費に使える額も僅かとなります。このように既に住民の負担能力をはるかに超える額になっており、大仙市国保加入世帯1万8,532世帯の12.8%、何と8件に1件に当たる2,373世帯が何らかの滞納世帯となっているわけであります。有効期限を1カ月、3カ月などに限定した短期証の発行が1,600世帯、保険証取り上げの資格証明書発行世帯は43世帯と増加しております。医療費を全額負担する資格証明書に替えられた人が受診を控えて死に至る事件も全国では続発しております。大仙市においてはこのような痛ましい事態が発生してはいないものと信じておりますけれども、いずれ社会保障及び国民保険の向上を目的とし、住民に医療を保障する制度である国保が逆に社会的弱者を医療から排除するようなことのないよう願うものであります。そこで幾つかお尋ねいたします。

1つは資格証明書の発行を市町村に義務づけた1997年の国保法改悪後、資格証の発行世帯は激増しました。この制裁強化にもかかわらず国保税滞納率は増え続けており、制裁強化は収納率向上には役立たないという見地から、全国各地では失業や病気で所得が減った人は国保証取り上げを控える、母子世帯や乳幼児については滞納でも国保証を交付するなどの是正が始まっております。現行法でも災害や盗難、病気、事業廃止など特別な事情のある人は資格証の対象外ではありますが、特別な事情の範囲に母子世帯、18歳未満の子供のいる家庭を含める。また、納税相談のため役所に出向かないでいる人には訪問し、実態に即した対応をする。資格証明書を持って診療機関を訪れた患者に対しては、まず医療の現物給付を最優先させ、被保険者の経済的事情に応じて国保税の減免や支払い猶予の措置を講ずるなどきめ細かな対応に心砕いてもらいたいものだと思います。資格証交付にあたっての基準にこのような観点に配慮を願うものであります。ご所見を伺います。

次に、税率引き上げ撤回を求める立場からお尋ねいたします。

そもそも滞納が増え続ける背景には、払いたくても払えない、負担能力を超えた高い国保税であるという問題があります。国保制度はもともと加入者の支払う保険料だけでは成り立たないものとして国の責任で国保に対する国庫負担が行われてまいりましたが、1984年以来どんどん国庫負担を減らし、2005年・2006年にも三位一体改革と称して国庫負担を減らし、かつては国保財政の半分を占めていた国保負担は30%ま

で切り下げられている現状です。また、構造改革や大企業のリストラを反映して、加入者の中では低所得者の割合が増加しております。その結果、所得の低い人に重い保険税がのしかかる仕組みがつくられ、払えない人が増加するのはある意味で当たり前とも言えます。

さて、今定例会には医療分の所得割額を1%、均等割額3,000円を引き上げる税率改正案が上程されております。市長は市政報告の中で税率引き上げの理由として、18年度決算見込みについて実質収支では7,610万円の黒字ではあるが、17年度繰越金が1億7,092万円、財政調整基金から3億1,569万円を投入しており、単年度収支では4億1,051万円の赤字決算となり、引き上げは避けられないなどと述べております。18年度税込見込み、決算見込みと19年度当初税込予算、また、18年度保険給付費決算見込みと19年度医療費の伸びを勘案しますと、現行税率で計算しても基金からの繰り入れは18年度並と考えられますし、18年度末基金残高で十分対応できるものと考えます。厚労省の示す基金保有残高は約3億7,000万円とのことではありますが、昨今の国保加入者の経済状況や滞納世帯の増加などを考慮しますと、基金積み立て可能な負担を押し付ける状況にはないのではないかと、ましてや低所得者ほど負担の大きい応益割の均等割額の引き上げは認められないところであります。したがって、今回の税率引き上げを撤回するよう求めるものであります。見解をお伺いいたします。

最後の質問です。介護保険について、住宅改修に受領委任方式の採用を取り入れるようお願いしたいと思います。

介護保険制度は2005年10月から居住費、食費の値上げ、そして、続いて2006年4月からは介護予防の推進や介護用ベッドなどの利用制限で介護サービスの削減が図られてまいりましたが、このことが介護給付費の伸びを低く抑えているのが現状であります。

さて、介護サービス利用の自己負担は1割ですが、ほとんどのサービスは始めから1割負担で済みますが、福祉用具の購入費や住宅改修費などは最初に全額支払う償還払い方式になっております。手すりの取り付けなど住宅改修に、1軒の住宅に上限20万円給付ということではありますが、後に9割が介護保険から戻るにしても一時金として20万円もの費用を用立てることは容易なことではありません。ほかの介護サービスの利用が伸びる中で福祉用具の購入や住宅改修の利用件数が17年度は16年度よ

りも減っている、このことは償還払いとの関係がないとは言えないのではないのでしょうか。全国自治体によっては後で介護保険から給付される分については、自治体で立て替える受領委任方式をとり、利用者に便宜を図っております。2004年4月1日現在で採用市町村数は住宅改修については348自治体との報告があります。当市においても介護保険の住宅改修に受領委任方式を取り入れていただきたいと思っております。見解を伺います。

以上で第1の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点、住民税に関する質問のうち、1点目の税源移譲に伴う増税と救済措置に関する質問につきましては総務部長から、2点目の身障手帳を所持しない要介護認定者の障害者控除適用に関する質問につきましては健康福祉部長からそれぞれ答弁させていただきます。

質問の第2点は国保税についてであります。

はじめに被保険者資格証明書の交付につきましては、政令によって国保税の滞納につき特別の事情、これは被災、盗難、病気、負傷、事業の廃止・休止、著しい損失、これらに類する事由がある場合は資格証明書を交付しないことになっております。

当市においては、十分な収入、財産がありながら納付しない、納付相談・納付指導に応じない、分割納付などの納付取り決めを誠実に履行しない者を対象として世帯の収入、財産、家族構成を調査し、審査会に諮った上で資格証明書の交付を決定しております。

大仙市の基本スタンスは、できるだけ資格証明書を交付しないというスタンスで国保の問題に対処しているところであります。

当市における平成19年4月1日現在の資格証明書交付数は65世帯ですが、この中に母子家庭、18歳未満の子供がいる世帯はありません。

次に、税率改正につきましては、医療費の推計に際し、退職分については過去3カ年の平均推計伸び率で算定いたしました。一般分については過去3カ年で伸び率が最低であった18年度の伸び率を参考に算定するとともに、平成18年度末基金残高3億5,743万円のうち、平成19年度は2億2,000万円を投入することとし、急激な負担増とならないよう腐心したものであります。

また、基金残高1億3,743万円については、はしか、インフルエンザ等の流行に

よる今後の医療費の急激な増加や、あるいは一般医療費の増加の可能性に備え留保したい考えであり、税率改正にあたり基金の積み増しは勘案しておりません。また、応益割につきましては、税率改正後の応能・応益割合は、応能が50.22%、応益が49.78%で、ほぼ国の指導基準どおりであり、7割・5割・2割軽減措置によって低所得者に対し一定の配慮がなされているものと考えております。

質問の第3点は介護保険制度の住宅改修についてであります。

住宅改修費については、必要な改修内容を事前に申請し、改修終了後、改修にかかった費用を施行業者に支払った後に、その領収書と必要書類を添えて支給申請することで利用者に対象改修費用の9割を給付する償還払いとして給付を行っております。

18年度の給付実績ですが、大仙市では139件1,595万円の給付額となっております。その内容は比較的軽微な手すりの設置や段差の解消からドアの改修、トイレや風呂場などの大規模な改修まで幅広く活用されております。

佐藤議員ご指摘のように住宅改修にかかった費用を一旦施行業者に支払いし、その後の申請によって利用者へ給付される現行の仕組みでは、特に低所得者の方々にとりましては一時的な負担が大きいことも事実ですので、市としてもサービスを受けられる方の利便性の観点から、こうしたことへの配慮は必要であると認識しております。

また、この件につきましては以前から議員のご指摘もあり、また、市民からも要望が寄せられております。したがって、利用者は対象改修費用の1割を業者に支払い、残り9割分は利用者から受領委任を受け申請した施行業者に対して保険者が直接支払う「受領委任払い方式」の採用を保険者である大曲仙北広域市町村圏組合を構成します美郷町、仙北市とも協議し、実施に向けて努力したいと考えております。

私からの答弁は以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第1点目、税源移譲に伴う増税と救済措置についてお答え申し上げます。

今回の税源移譲により住民税は増税となりますが、この増税相当分が所得税で減額となるため合計額では負担増はない旨、市におきましても広報等により周知を図ってまいったところであります。

しかし、これは平成18年分と平成19年分の所得に変動がないことが前提となっておりますので、仮に平成19年中の所得が大幅に減少した場合、平成19年分の所得税

が課税されなくなる場合があり、結果的に住民税の増分のみ残るという不利益が生じる状況となります。このため平成19年度の住民税に限り、こうした例に該当する方については税源移譲前の税率で計算し直しし、差額分を平成20年度に還付するものであります。これに該当するかどうかは平成19年分の所得が確定した後に決定するものであり、また、該当する方は平成20年7月中に平成19年1月1日現在住民登録している市町村に申告する必要があるものであります。

市といたしましては、平成19年中の所得が大幅に下がる方からの問い合わせに対しましては、来年度税金が還付される可能性があることを説明しておりますし、今後も広報等によりこの制度の周知に努めるとともに、対象者と見込まれる方に対しましては申告が必要な旨を通知するなどいたしまして、納税者に不利益が生じないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 次に、答弁を求めます。深谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（深谷久和君） 次に、身体障害者手帳を所持しない要介護認定者の障害者控除の適用についてであります。

年齢65歳以上の方の障害者控除の適用につきましては、身体障害者手帳等を所持するほか、知的障害者、または身体障害者に準ずること、またはいわゆる寝たきりであることを福祉事務所長が認定することにより可能となるもので、税務署から送付される「確定申告の手引き」及び事業所に配布されております「年末調整の手引き」などに記載されておりますが、これだけでは非常に理解が難しい状況と考えておるところでございます。したがって、市といたしましては、今後さらに市として統一した認定基準や運営要綱を定め、これらに基づいて障害者控除対象者の認定を行ってまいりたいと考えており、次回申告時に間に合うようにその内容を整え、市の広報等を通じ制度の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、要介護認定書交付申請書の送付につきましては、今後の市の認定に係る規程等が整い次第、介護保険事務所あるいは税務課などと連携を図り、介護保険の介護認定者全員に本制度の内容が伝わるような手だてを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 2番、再質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） ちょっと質問に対する答弁の内容に障害者控除の問題ですが、要介護認定者の障害者控除適用の現状というのは、ある意味で数字的なものを期待したところだったんですが、こちらの意図が伝わらなかったようであれですけれども、まずわかりました。いずれ住民税について、税源移譲に伴う増税の対象と思われる方には早期に広報、あるいは個別に知らせてまいるというふうなご答弁をいただきましたので、是非漏れのないようにご配慮いただきたいというふうに思います。

それから、身体障害手帳を所持しない要介護認定者の障害者控除適用について、これを市として認定基準と運営要綱を作って該当者というか認定者に配布していくというふうな非常に前向きのご答弁をいただきました。それに関して若干申し上げたいと思います。

基準を作る上で寝たきり、4・5というようなことを中心に答弁されておりましたけれども、全部の……岐阜市でも要介護1、基準を見ますと要介護1・2・3は障害控除、そして4・5は特別障害控除というふうに、そして実は秋田県の三種町におきましても基準として大体要介護認定1・2・3は障害控除、4・5は特別障害控除というふうにランクの低い要介護認定者も十分にこの障害控除を受けられるというふうなそういった基準を作っております。実際にいろいろ見てみますと、障害手帳を持って3級から6級までの皆さんは障害控除を受けられておるわけですけれども、障害手帳の3級から6級の身体の状態というのと介護認定の1・2の状態というふうなものは必ずしも一致するわけではありませんが、十分に障害者に準ずるというふうなもので認定が、障害控除の要介護1・2の低いランクにある介護者も障害控除の認定にできるというふうに、そういう立場から三種町、あるいは岐阜市などでもすべての要介護認定者に障害控除が、あるいは特別障害控除が適用になっているようでありますので、そうした認定基準になるようにお考え願いたいというふうにお願いたします。

それから、資格証明書の交付にあたっては、基本的にはできるだけ交付しないものと、ような立場をとりたいというふうなことでありますので、本当に最大限この……納められる財力があるのに納めないという本当にこの悪質だというふうに判定されるその基準というふうなものをどのように考えているのか、その辺についてももしお答えできるのであればお願いしたいと思います。

それから、国保税について、この税率引き上げの撤回の問題ですけれども、私はいずれこの医療費、この加入者の経済状態や、あるいは今の国保税負担や介護保険料の負担、

そして住民税の負担等大変負担が増えている中での国保税引き上げは大変困るというそういうことばかりではなく、今後の医療費の問題と、それから基金の積み立てがどの程度になるのかというふうな問題からして、決して国保税を今引き上げる必要のないというふうなことを少し申し上げたいと思います。

まず、今基金は3億5,000万円ほどの残高が一応あるわけでありましてけれども、その中から2億2,000万円ほど今年度当初予算から計上しているわけでありましてけれども、今後この1年間に19年度の医療費の伸びというふうなものがどれだけになるのか、あるいは来年4月からどのように医療費が変わるのかというふうなあたりで見ますと、まず一つは後期高齢者医療制度に来年から、4月から変わりますけれども、現在4万人のうち21%程度に当たる8千数百人程度が国保から抜けて後期高齢者に移ります。そうすると当然国保財源からの医療給付費、療養給付費は大幅に下がるものというふうに考えます。しかし後期高齢者医療制度にも、まず現在の老人保健拠出金と同じような支援金というふうなものを出さなければなりませんけれども、現在これを国保では50%出しているわけですが、今度40%にこれも下がります。第3点は、老人医療費の自己負担分の改悪がこの間行われてまいりまして、まず現役並の所得のある人というふうな人に対する医療費の自己負担分が去年の10月から2割負担に変わったこと、そしてさらに来年の4月からはこの人たちは3割の自己負担になります。また、来年の4月からは70歳から74歳までの高齢者の医療費は、今1割なんですけど2割に上がるというふうなことで、一定この自己負担が増えるというふうな中から、その増えるために療養給付、保険から出すこの療養給付費というふうなものは来年になると大幅に下がるだろうというふうに私は考えています。こういったことを考慮いたしますと、基金というふうなものは将来的に来年度以降は、現在基準というふうなものは3億7,000万円程度というふうにされているようではありますが、これは大幅にこの低い金額に設定できるのではないかとこのことを考えますと、この1年間に2億2,000万円ほど残している、予算計上してあるにしても残るその1億数千万円のこの基金残高、これで十分に来年度末の基金残高を残したとしても十分今後のこの国保運営にあたっては大丈夫なのではないかとこのことを考えたわけでありまして、そういった点からもう一度この国保の値上げ分を撤回するよう再検討を求めたいと思います。

以上の点で答弁をお願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

1つ目はこの資格証明書の関係で悪質な基準の内容ということであろうと思います。これはあくまでもケースバイケースではないかなと思っております。我々はその収入や財産、あるいは家族構成、こういうものを十分調査をしたりしながら、様々なその…でできるだけやはりこれ資格証明書に替わるというのは大変なことです、やはり少しでも苦しいときは協力してもらおうということを確認した上で最後の決断をしなきゃならないだろうと思って、そういう調査をしながら、最後は審査会に諮って決めるということですので、この基準についてはそれぞれの調査内容によるものではないかなと思います。できるだけ最初に申し上げましたように、資格証明書は出したくないという、出さないという基本スタンスで我々は国保運営をしているつもりでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、この国保税の税率の関係でありますけれども、議員がご指摘されました様々な要素、後期高齢者の問題、これもそういう要素、それから医療費のどういう推計値をとったらいいかとか様々な問題をすべて検討しながら今回の税率を予定させていただいたところであります。特にこの後期高齢者の関係につきましては、まだ様々な要件がまだあるようでありまして、スタートしてみないと実際のところなかなかわからないという点もあるようであります。今、様々な制度で決められたものに依ってそれぞれの自治体が負担するという形の中で、この後期高齢者に移る関係について国保としても推計をしたところであります。

また、この基金の残高の関係でありますけれども、先程も説明申し上げましたように様々な突発的な要因で急に医療費がぐんと高くなる、このことをひとつ予想しておかなきゃならないと。あるいは今回この国保税を計算するにあたりまして、一般医療費の伸びの部分ですけれども、18年度が一番低い伸びのところを我々採用いたしました。非常にある意味では医療費がいい意味で伸びない努力、健康診断含めて全体でやっているわけでありまして、高齢化社会の中でどうしても全体的な医療費が少しずつ伸びる傾向を抑えることというのはなかなかできないのではないかなと。そういう中で一番低い伸び率を我々は入れて国保税の問題を考えておりますので、少なくとも一定の、最低の基金は残しておかなければ、あとは借りるということしかないのではないかなと思います。借りたものは今度返さなきゃならないということで、それはそれぞれの被保険者にご負担いただかなきゃならないという制度のやっばり宿命でありますので、そういう

急激なやっぱり負担増をできるだけ避けたいという意味でこれ一定の基金1億3,743万円、これは我々の1万8千何人という集団からすると、非常に私は低い、ギリギリいっぱいだと思います。医療費が全体値として健康とといいますかなって下がるということはやっていかなきゃならないと思いますし、むだな医療費を出さないようにしようという運動もやっていかなきゃならないと思いますけれども、差異を集計した場合、ここの部分が非常に不透明というよりも非常に我々としては非常にギリギリの線で推計させていただいて、できるだけ利用者の皆さんに負担感が高くないように様々な工夫をして今回の税率を決めさせていただいたということでもありますので、何卒ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 2番、再々質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 資格証明書の問題で様々ないろんな因子をいろいろ考慮して出さない、出したくない、そういう立場でやっているというふうなことを改めて述べられましたけれども、最初の答弁の中に68名が現在、4月1日時点で発行されていると。私は質問の中に昨年の6月現在の43名、資格証明書の発行だというふうなことで述べたわけですが、これを見てもこの1年間にもう既に25名ほどが資格証明者として増えているわけなんですね。そういった方々がいろんな幅広くいろんなこの要件を考えても考えてもやっぱりこの、何としても資格証明書を出さなければならないという人なのかどうか、やっぱりそこら辺は疑問に思うわけであります。これは、もはややっぱり全然納めていないからもう役所に税金相談に伺うことも非常にもう気後れしているというふうな状態、またそういう方々が病院に行きたくとももう行けない状態にいるのではないかというふうなこと、今後もそういった問題を想定せざるを得なくなるというふうなことで、資格証明書を発行されている人たちが現に全国で病院に受診遅くなって悪化して亡くなるとかの多々そういう調査されて報告なっておりますが、こういった事態をやっぱり生まないようにこの資格証明書を発行せざるを得ないように状態になっている納税者のことをきめ細かにやっぱり懇切丁寧に対応するというふうな、そういったことをしっかりやっていただきたいというふうなことをまず申し上げておきたいと思います。

それから国保税の引き上げの問題ですけれども、僅かな基金はやっぱり残しておかなければならない。急激な医療費に対応するために残しておきたいというふうなことなわけですけれども、ちょっと話は飛びますけれども、いろいろこの第三セクターの経営の安定化を図るために一般財源から相当投入している例もあるように、やっぱりこの国保

財政の厳しい現状というのは、これは国保の、国の制度の構造的な問題から発生してきている問題です。そして加入者ももう年々低所得、仕事がない、こういう人たちがどんどん増える中での当然これは税収も少なくなるし、かつまた高齢者も増える中で医療費がかかるといふのが、これも当然そういう意味で医療費は年々増えていくことは当然なことなわけです。そういう意味ではインフルエンザ、あるいははしかだとかこういった急激にかかるそういった医療費というふうな分には、私は基本的にはやっぱり一般会計から投入してしのぐというふうなことぐらいのことをするのが市としての役割ではないかというふうに私は思うわけでありまして。そういうふうな意味で一定、根本問題は国の構造的な問題にあるわけですけれども、国保というふうなものはそうしたもともと財力のないそういう人たちの加入、健康保険制度でありますので、今の所得の状況などからして税金をやっぱり引き上げるといふふうなことができる時代なのかどうかというふうなことを考えますと、急な医療費のかかり増しに対しては一般財源なども投入する、そうした覚悟も政治判断も必要なのではないかというふうなことを申し上げまして私の質問を終わらせてもらいます。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 国保税の関係ですけれども、急激な様々な事情が変化したりした場合、あるいは我々現在、一般医療費についても相当、もう少し予測とすれば高い数値が制度とすれば安全だと思えますけど、かなり低い数字であるということで、基金というのはどうしても一定のものは残しておかなければいけないと思います。これ、制度がそのような制度でありますので、確かに議員指摘していらっしゃるように国の負担がかなり自治体といいますか合理化できるんじゃないかということかなり下がってきているという一つの大きな問題です。これは我々市長会、あるいは市町村会でも国に対してこの問題についてはやっぱりもう少し改善すべきだということを強く申し述べているところでありますけれども、ただその全体の制度の中で我々やっていきますので、仮にそのインフルエンザとかはしかとかその分を一般財源でやれという話ですけれども、それは制度としてできないというふうに私は考えておりますので、その辺が非常にこの制度上の大きな課題を持った今の国保制度ではないかなと思っております。議員おっしゃっていることも趣旨はわかりますので、いろいろやっぱり利用者の皆さんができるだけ負担にならないよう我々も工夫をしながらやっていかなきゃならないですし、全体とすれ

ばなかなか下がらないわけでありましてけれども、医療費についてもできるだけいわゆる個人がむだな医療はかからないとか、あるいは健康でお医者さんとの関係を少し遠くしても大丈夫だと、こういう運動はやっぱり進めることしかないのではないかなと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本五郎君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

次に22番本間輝男君。22番本間輝男君。

○22番（本間輝男君）【登壇】 平成の合併以来3カ年が経過し、大仙市も初歩的第一歩より、より確実でより大きな前進を求められております。

しかしながら国の構造的財政破綻より三位一体改革が強力に推進され、地方交付税に代表される国の補助金の大幅な減額処置により、当市の財政状況は財政力指数0.33と財政基盤が極めて脆弱な危機的状況にあります。国は3兆5,000億円余りの税源移譲を示しながらも3年間で5兆円あまりの交付税を削減する形で地方に押し付け、合併支援金の打ち切り等が実施されようとしており、歳入の72.6%、310億7,000万円余りを依存財源とする当市にあっては、行政改革、財政健全化は必須事項であり、当局の英断を促すものであります。

質問の第1点は、地方自治体における自己決定、自己責任の強化が叫ばれる中、政策・事業の立案、執行にあたっては、市民の要望に即応した十分なる精査と的確性、そしてより効率化が求められるのは当然なことと思慮をされますが、その基本的姿勢が本所決裁中心主義的傾向にあると懸念され、開かれた市政を標榜する栗林市政を考慮するならば、猶予すべき事態と考えます。財政事情から慎重さが求められながらも予算査定における支所予算の削減、計画の見直し、経費の縮小等が求められ、支所の独自性が失われ、機関的・事務的な支所体制では合併の本質が損なわれる心配が生じてきます。端的に申せば、何十万円単位の決裁も本所財政担当との協議に付する場面もあり、支所長権限を有するとはいえ支所の意欲減退を招きかねないその体質は改めるべきと考えますが、見解を求めます。

こうした状況を勘案する中、本所・支所の連携強化はすごく必然的なことであります。支所の惰性、従属的姿勢に問題がないとは言えないにせよ、支所よりの積極的意見の吸収を図り、一般経費の節減、収納率向上等、大仙市一体としての執行体制、連携強化は推進すべきと考えますが、答弁を求めます。

次に、栗林市政が地域住民との一体性を確保し、身近な住民ニーズに応える形の地域

枠予算、旧町村500万円が本年度も継続され、地域協議会で審議され、施行されております。

しかしながら、その予算の規模、性格等からして、その実態、また住民の要望に適切に対応しておるのかいささか危惧されます。合併協議会において何百もの地域要望を精査し、取りまとめに長時間を要した中、地域住民にとって合併を前向きにとらえ、その実現の可能性に期待し、早期着工を望む方々が多数いたことは紛れもない事実と周知しております。しかし、すぐできることがすぐできない、合併ってやっぱりこの程度のものかと諦めにも似た住民の多数の声を聞くのも事実であります。合併がいまだ未成熟との認識から、財政が困窮する状態とはいえ地域が等しく開かれていく実感の中にこそ合併本来の持つ平等性が保たれると考えるならば、一律の地域枠予算とは別に旧町村単位、もしくは人口割等を参考にした、例えば支所枠1億、人口1人当たり1万円とか、支所独自で事業が展開できる支所枠予算を設定し推進すべきと考えます。住民が望む小さな側溝改良、道路改良、舗装工事、冬期除雪、老人対策等々、聖域を設けることなく、それこそかゆいところに手が届く地域地元予算を導入し住民サービスに徹するべきと考えますが、当局の答弁をお願い申し上げます。

次に、大仙市は本所職員547人、支所等職員873人、合計1,420名が在職しておりますが、私は前段の質問を通して最後は政策も事業も人に尽きると考えます。人口千人当たり11.75人、類似団体平均は8.67人で当市では大きく上回り、人件費が86億6,000万円と経常収支比率を大きく圧迫し、行政のスリム化は待ったなしの事態であります。将来構想では800人余りと予想しておるようではありますが、停滞感をなくすためには職員の半数を動かすような大幅な人事交流、異動が意識改革のためにも必要と思われまます。今現在この職員体系でいかに住民に応える効率的な行政サービスに対応していこうとしておられるのか、本所・支所の人事配置の基本的姿勢をどのようにとらえておられるのかお伺いいたします。

併せて、合併の積み残し部分とも言われる旧市町村間の給与格差が依然として存在しております。この是正は公務員法との絡みより一様でないとは承知しておりますが、速やかな是正処置が必要であり、職員のやる気を阻害する要因を早期に排除すべきと考えますが、答弁を求めます。

次に、大仙市の一般会計で自主財源は市税等で117億1,400万円、歳入の27.4%であり、地方交付税の180億円、42.1%、国・県支出金、市債51億

5,000万円、12.1%余りの合計72.6%、310億7,000万円が依存財源の体質からして経常収支比率の改善は急務であります。前年比4.2%減の94.2%に改善はされておりますが、人件費や経常経費などのウェイトが高く、目標となる80%前半の目標にはほど遠く、歳出削減と税の収納率向上は財政の健全化に向けた第一歩となります。

市当局にあっては収納率向上に向けて対策班を立ち上げ、そしてゼロ予算事業の制定、市民による事業評価制度の導入等努力なされてきております。さらには4月、所要課題や事業等を21項目にわたって精査と検討を重ね、事業の方向づけを行ったようですが、この検討内容の実像が示されず、親切心があるならば報告すべきと考えます。各部署において経常経費削減について項目ごとに今何が可能であり、将来的にはこうあるべきといった検討課題は、ただ単に言葉の羅列の報告ではなく、目標数値を定め、その領域に達すべく思いきった決断、提言、実行をすべきであります。

今、地方自治体において民間の活力を有効活用した行政運用が拡大し、行政のスリム化に向けて注目されております。例えば郵便局窓口と連携した住民票等の業務委託、スーパー等での税金納付、民間会社への委託、地域住民への管理運営委託等様々な方式・方法が検討され、その領域が確実に拡大しております。職員定数の減少が確実に進行する当市にあっては、すべての部署、機関の執行体制の検討が急がれます。意気込みの一端は感じられますが、指定管理、第三セクターを含め、今一度改めて取り組みの姿勢と改善の進展状況、具体策を提示くださるようお伺いいたします。

当然こうした改善・改革の努力は市民のためのものであり、市行財政運営の健全化を最終目的としたものでなければなりません。そこで一つご提案申し上げます。財政運用における1年間の財政指数を健全化に向けて具体的な目標数値を提示し、その指数に限りなく近づける方策をとるべきと考えます。当面の財政数値目標、すなわち財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、税の収納率をどのように設定されておられるのか、また、来年度以降の数値をどのようにとらえ認識しておられるのかをお尋ねいたします。

次に、本年度予算歳入において51億5,000万円の市債発行の予定であり、返済の公債費が65億6,500万円余りが計上される予算編成からして、当然のごとく今後の事業と行政施策に大幅な見直しと慎重な計画が望まれ、創意と工夫の必要性を感じます。ここであえて発言を申し上げますが、前日の一般質問において要望された事項がいつも簡単に着工可能だのような誤解を招きかねない不確定な答弁が見られ、慎むべきと

考えます。当局にあつては過剰な期待を持たされることのないよう責任のある答弁を求めるものであります。

さて、私の住む仙北地区においても体育館建設事業を予定より1年先延べにすることが決定されたように、合併時に策定された新市建設計画の大幅な見直し、先送りが検討されていると言われております。が、財政状況を見極めつつどの計画を見直していく考えなのかお伺いいたします。

次に、合併特例債について質問いたします。

ご承知のとおり合併以来10カ年にわたり地域の一体性を有する事業の95%に充当され、後年度その70%が交付税に算入される有利な起債と言われております。その発行額は、近年、起債条件のハードルが高まり、本市においては200億円程度とも言われております。協和、神岡、中仙のまちづくり事業、大曲駅前開発等の起債が主なものと考えますが、今現在の合併特例債の起債状況と額、発行状況の厳しさの要因、幾ら可能なのか、そして特例債に対する今後の対応、生かし方の具体的な姿勢をお尋ねいたします。大曲駅前再開発が300億円を超えると予想され、平成24年の完成まで残り僅かとなりましたが、中心市街地の形成後のアクセス道、例えば昭代橋より東部の仙北太田地区への重要幹線道の計画がいまだ形さえ示されておられません。先の答弁で道路改良の見直し中とのことですが、均衡ある地域づくりを目指すことを考慮するならば、早期の具体的計画の提案が急がれます。こうした事業こそ合併特例債の本質と認識しておりますが、早急な国・県等との協議の必要性を強く感じますが、当局の考えを伺います。

次に、大曲地区には市役所の出張所的機関が6つの公民館に併設され、参事・主幹級を含む19名の職員が配置されております。この6つの公民館は地域の中心としてその機能を果たしておりますが、旧町村ではこうした出張所的業務の公民館は存在しないと思われまます。支所まで10km余りを要するところもある中、市役所より2、3km、隣接公民館と2kmほどの公民館もあるやに聞き及んでおります。こうした機能を持つ公民館が大曲地区のみに6カ所に存在し、職員配置をすることは、財政の硬直化、経費節減、地域の平等性からして許されるものではないと考えます。公民館に出張所的機能を設置する理由は何か、どのような業務内容なのか、経費はいくら要しておるのかお尋ねいたします。

私はこの施設は本来の公民館として残し、市役所の業務は廃止すべきと考えますが、市当局の見解を求めるものであります。

次に、大仙市内に設置されておる市民会館、ドンパル、和ピア、ふれあい文化センター等大型公共施設は、公民館的要素を有しながらもその維持管理に相当の財源を投入し運営されております。芸術・文化の重要性は十分認識しておりますが、今後、人口減少が確実な本市にとって一考をすべき時期と考えます。指定管理者制度、第三セクターが進行する中、後年度負担の増加が予想されるこうした施設の維持管理及び運営をどのようにとらえ、検討されているのかお尋ねいたします。

私は、先程来大仙市が抱える当面の課題を提起し、その改善に向けた基本姿勢、取り組み方を縷々お尋ねしてまいりましたが、市民による合併の充足感は決して高いとは言えないと感じております。合併に至る経緯からして合併後のメリットも期待される反面、旧市町村財政の悪化に伴う、いわゆる負の財産をも背負う現実からして、市政の舵取りは容易ならぬものと推察し、その将来方向には的確な将来構想・発展計画が大事な重要な要素となると考えます。一般会計歳出において47%弱の義務的経費が計上され、少子高齢化に伴う福祉、医療、教育予算、仙北・美郷と連携した福祉・環境事業等が増加しているのも事実であります。がしかし、与えられた責務からして限られた財源の中でコスト削減、事業の見直し等を図り、まずできることから着手し、各年次ごとにそれぞれきれいな言葉で表現された机上の空論ではない、より具体的な地域が綿密に連携した事業の提示をして、市民の理解と合意の上に地域の一体感が感じとれる市政の発展計画の早期提出を望むものであります。

次に、先に「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」が発行され、少子化に伴う小中学校の統廃合の中・長期構想が提示されております。この中で小中学校の規模、適正化の参考例として旧市町村単位ごとに将来の児童数を参考にした統合計画と目標年次が示されております。叩き台との表現をなされると予想されますが、提示された以上、この計画が中心としてとらえられ検討されるものと思います。学校は地域の重要な部分を形成してきたことは事実であり、愛着を持つ住民も多数おります。さらに、旧市町村の枠を超えた共通学区、学校選択の自由化等をも視野に入れた通学区の選択は、地域の方々に十分なる説明と理解を得なければ、いたずらに不安と混迷を深める懸念が生じてまいります。財政事情の硬直化が顕著な時代背景からして学校再編は難しさが伴うわけですが、財政との整合性を踏まえた建設計画、地域合意の方向性をどのようにとらえておるのかお伺いいたします。

次に、斉内川改修83億円、上水道計画230億円と真木ダム代替案が県より提示さ

れ、市東部地区において大型プロジェクトが計画されております。国・県が主体の事業とはいえ、地域住民にとって飲料水という最も身近な問題であり、その構想・計画に景気対策を含め大いに期待するものであります。受益者負担を伴う事業の性格からして、地元合意は大前提となります。平成35年完成を目途にした長期のスパンと聞いておりますが、今現在、国・県との協議の状況はどう進展しておるのか、そしていつから着工し、どの地域を供給地域としておるのか、地元合意に向けた説明を急ぐべきと感じます。答弁を求めます。

最後に、企業による介護事業問題が連日放送され、ずさんな経営内容が明らかにされ、その動向が注目されます。当市が所轄するグループホーム、地域養保型施設もその数を増やしております。

しかしながら、その経営内容にばらつきが生じてきておるやに言われておりますが、利用者の利便性を考えるならば事業監視の強化と指導を徹底すべきであります。介護施設の整備率と質をどのように考え、推進していく考えなのかお伺いいたします。

少し錆びて刃こぼれの刀と理解しながらも上段に構えたつもりでしたが、体力の無さを痛感しております。市当局にあっては、私の意をお酌み取りの上、簡単明瞭に答弁くださるようお願い申し上げ質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 22番本間輝男君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 本間輝男議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、市政の執行体制及び行財政改革についてであります。

大仙市は、合併により本庁組織が7部25課、8総合支所が52課、議会及び行政委員会をあわせまして合計94課、職員総数1,467名として出発いたしました。このことは所管する事務の種類、事務処理量に比べ必要以上に大きな組織となり、市民にとってわかりづらい組織となっておりました。そのため18年4月の機構改革において統率力を強固にし、新たな政策課題や迅速な意思決定ができる組織機構を目指し、管理部門のスリム化、市民サービス部門の充実、組織機構の簡素化、指揮命令系統の単純化、本庁の中核機能の強化などの改革を行ったところであります。

市民の様々なご意見や要望については、各総合支所と綿密な連携を図りながら政策や事業の立案に反映させ各事務事業を遂行しているところであり、予算措置につきましても人件費や扶助費等の義務的経費を除いては各総合支所の担当部署に計上しております。

執行面につきましては、財務規則の財務専決及び合議事項決定規定に基づいた決裁区

分により執行しておりますが、現在はほとんどの専決事項について総合支所長が1件500万円、工事請負費については1,000万円、担当課長が1件80万円、工事請負費については130万円までの決裁権を有しており、光熱水費や電話料などについては全額担当課長の専決事項となっております。決裁の過程において本庁関係部署の決裁または合議が必要な事項もありますが、これにつきましても食料費や補助金などを除いては50万円以上のものだけとなっております。18年度における全会計の支出負担行為のうち94.6%は課長決裁で完結しております。今後は現在の持ち回り決裁から電子決裁の導入を検討するなど、より迅速な事務体制が図られるよう取り組んでまいります。

総合支所は市民にとって一番身近な行政サービスを提供する総合行政機関と位置づけられており、本庁機能としては各地域の施策及び事務事業の執行状況の把握、各課、各総合支所の窓口で寄せられました様々なご意見・要望の集約、施策の立案、統一した事務の執行等が挙げられますが、これらをスムーズに機能させるためには議員ご指摘のとおり本庁と総合支所の連携が必要不可欠と考えております。今後も部内の政策調整会議や本庁・支所の連絡調整会議などを活性化させて職員の連携を強化し、事務の停滞による行政サービスの低下など市民の皆様にご不便をかけることがないよう努力してまいりたいと考えております。

次に、支所独自予算の設定についてであります。現在各地域の実情に基づく課題を市民と協働のもと解決していくための予算として、大曲地域1,000万円、その他の地域各500万円を地域枠予算として計上し、環境美化運動やイベント補助など、主にソフト事業に利用していただいているところであり、本年度からは一定の方針を立てていただきながら地域の活性化に活用されているところであります。来年度以降につきましては、これまでの実績を検証し、人口あるいは面積など活動状況も検討しながら、増額について検討してまいりたいと考えております。

大仙市は広大な面積を有する行政規模であります。その中において統一された考えのもと均一なサービスの提供、効率的な事務事業の執行を確保するため、現在の本庁・総合支所を配置したものであり、予算につきましてもそれぞれの役割を明確にした上で措置しております。したがって、人件費や扶助費等の義務的経費や繰出金、一部事務組合の負担金など全域的なものについては本庁に、地域性の高い道路改良費などについては支所に予算措置しております。合併から3カ年が経過し、予算措置についてもいろいろと試行錯誤をしながらようやく現在の形となったものであり、予算における本庁・

総合支所の機能も十分担っていると思いますので、人口割等を基礎とした支所独自予算の設定は必要ないものと思っております。

次に、人事配置と給与格差についてであります。人事配置につきましては行政課題に効率的・効果的に対応する組織づくりを基本に取り組んでおります。本年度当初におきましても収納対策推進チームや商工観光課への企業対策班の新設など、必要な課題に迅速に対応するための体制づくりを図ったところであります。

また、昨年12月に制定いたしました第一次定員適正化計画に基づく職員採用の抑制や団塊の世代の定年退職による今後の職員総数の減少も見据え、職員数の減少により行政サービスに支障が生じないよう人材育成計画などによる職員の資質の向上を図り、本庁・支所間の交流を含めた意欲や能力を活用する職員配置が必要と考えております。そのため各職員から提出された異動希望調書や各課所長からの聞き取り内容を尊重し、勤務内容に応じた人材の配置に努めております。異動対象となる職員の在職年数につきましては、定期人事異動方針に基づいて、基本的に同種業務5年以上を目安とし、特に若手職員については多様な経験を踏ませたいという観点から3年を目途に異動の対象としたところであります。

次に、旧市町村当時の財政力などの違いによる給与格差につきましては、行政課題に対応した組織づくりと業務への適材適所の配置を通して、現行の昇給・昇格制度による是正に努めているところであります。また、職員の勤労意欲や意識改革の観点からも昇格などによる是正に努めております。

いずれにしましても給与格差の是正につきましては、現在の当市における財政事情や職員数の状況を勘案しますと、時間はかかりますが引き続き努力していく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、行財政改革への取り組み姿勢と進捗状況、具体策についてであります。市政報告で申しました20数項目の検討事項、いわゆるスプリングレビューにつきましては、非常に厳しい財政状況の中で様々な課題にできるだけ早く的確に対応し、主要課題や主要事業等について一定の方針を示し、この方針に基づく今後の展開を図っていくため、関係各課や各総合支所と4月中旬から6月上旬にかけて協議したものです。

具体的には収納対策の推進をはじめ、出資法人等の経営改革、行政評価、総合図書館、総合市民会館、協和地域廃校小学校の利活用など本庁関係21、総合支所関係7、合わせて28項目の課題についてそれぞれ検討を行ったところであります。

市政報告でも申し上げましたが、この中で公共施設の見直しについては、569施設のうち111施設で指定管理者制度を導入していますが、他の施設についても施設のあり方や指定管理者制度への移行、各地域の会館の自治会への譲り渡し等も視野に入れて庁内検討チームを設置、様々な角度から検討を行い、議会定例会で関係条例の改正が図られるよう作業を進め、平成20年度よりできるものから実施していくこととしております。

また、家庭ごみの有料化については平成20年度からの有料化に向けて6月下旬から住民説明会の開催や審議会への諮問、議会とご相談しながら関係議案を上程できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

同様に、出資法人等の経営改革、公共交通システムの構築、国際交流、福祉施設等の法人化推進などについても、それぞれ事業の方向づけを行ったところであります。

また、保育園や幼稚園、下水道及び簡易水道使用料等についても早急に検討を進めるよう指示したところであり、今後それぞれの担当において精査検討を加えた後、方向性や内容等をお示しいたし、ご相談させていただきたいと考えております。

なお、スプリングレビューの各項目につきましては、一覧表により配付させていただきますので、この後常任委員会でひとつご議論をお願いしたいと思います。

次に、各指標の目標値についてであります。はじめに財政力指数につきましては、当市はもともと財政基盤が脆弱な市町村が合併したことに加え、人口の減少や高齢化、景気回復の遅れなどによる市税の伸び悩みなどから17年度で0.33、18年度で0.34と、17年度の類似団体平均数値0.64を大きく下回っております。今後は定員適正化計画に則り人件費の抑制に努めるとともに、投資的経費の見直しにより市債の発行額を抑えるほか、自主財源確保のため市税等の徴収強化に努め、滞納額の圧縮を図るなど指標の改善に向けた財政の健全化に努めてまいりたいと思います。

次に、経常収支比率については、合併当初の16年度決算において98.4%と非常に高い数値になっておりましたが、その後、経常経費の縮減等により17年度決算において94.2、また、18年度決算において94.1と見込まれ、率の改善が図られております。今後も一層の経費節減や自主財源の確保を図り、弾力的な財政運営のためにも当面の目標値として県内市町村平均93.9%を下回るようにし、段階的に比率を90%に近づけるよう努めてまいりたいと思います。

次に、実質公債費比率については、合併前の市町村において実施した事業に係る起債

発行額が大きかったことから、これらに係る公債費が年々増加していることや比率算定の分母となる標準財政規模が普通交付税の削減などにより年々減少していることから、18年度決算見込数値においては前年度を0.8ポイント上回る17.8%と予想され、今後も比率の悪化が懸念されているところであります。現段階の見込みでは比率は年々増加し、平成25年度には23%台になると予測され、その後は減少傾向に向かうと予想されます。こうしたことから、今後は普通建設事業における事業費や実施年度の見直しを図り、各年度の市債発行額の抑制に努め、比率の改善が図れるよう鋭意努力を重ねてまいります。

最後に、市税の収納率については、今年度、庁内に収納対策チームを設置し収納強化を図っているところでありますが、一般税においては現年課税及び滞納繰越分を合わせた18年度の収納率91.86%から19年度は93.29%と目標値を設定しております。また、国保税については滞納繰越額が年々増加しており、収納率が伸びない要因となっておりますが、19年度も18年度の収納率76.75%を上回るように、また、現年課税分につきましては18年度の収納率92.12%から19年度は92.60%を目標値としております。市税の収納率向上につきましては、自主財源の確保からも最も重要な課題でありますので、今後も一般税については95%、国保税については80%を当面の目標値として設定し、収納率向上に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新市建設計画の事業見直しについてであります。いわゆる「大仙市まちづくり計画」の事業リストは、策定当時とは国の三位一体改革による地方交付税の縮減等財政状況も大きく変化していたため、平成17年度末に大仙市として総合計画を策定し、昨年6月には18年度から22年度までを見据えた5カ年の実施計画を示させていただいたところであります。

総合計画の実施計画は、新市建設計画の実施計画に登載された事業について、担当部局や総合支所と協議を重ね、財政計画との整合性を図りつつ新市建設計画の主要事業をできるだけ取り入れながらも新たな行政需要への対応など地域課題をとらえながら事業内容、実施時期、事業費等を見直し、実効性のある計画として作成したものであります。その上で経済社会情勢、財政環境や行政需要の変化等を勘案する必要も想定されていることから、実施計画は毎年ローリング方式により見直すこととしており、現在は平成19年度から23年度までの5カ年事業について作業を進めております。

17年度決算から実質公債費比率という指標が創設され、昨年6月に示した実施計画の普通建設事業をすべて実施すれば平成25年度には実質公債費比率のピークを迎え、23%台になるとシミュレーションされており、また、平成19年度予算編成における苦しい財政環境に鑑み、見直しにあたっては、実施計画掲載事業の事業費の縮減を含め建設計画や方向性が定まっていない学校建設事業、大型スポーツ施設等の箱もの事業の年度繰り延べを行うこととしております。また、道路新設改良事業についても継続事業を除き、原則、事業着手年度の2カ年繰り延べや過去の実績等に基づいた事業費の見直しを行いながら調整を進めており、できるだけ早い機会に議会にお示ししたいと考えております。

こうした見直しによる実施計画につきましては、それぞれの地域の主要事業等については地域協議会で説明するなど、市民のご理解をいただけるよう努めているところでありますが、今後も市民の皆様におわかりやすく説明してまいりたいと存じます。

次に、合併特例債の活用の方角につきましてお答え申し上げます。

はじめに、新市建設計画における合併特例債発行予定額は約350億円でありました。旧市町村で策定した事業の中には生活道路の整備事業が多く、これが旧市町村間を結ぶアクセス道路の整備に限定されるなど充当事業の見直しを図ったことや、厳しい財政状況から普通建設事業の見直し、事業費の圧縮・精査を図ったことなどにより約200億円程度になるものと推測しております。また、全国的な合併団体の増加によって、特に新規事業の採択については基準が厳しくなるものと予想されるため憂慮しております。

平成17年度と18年度の各地域における活用状況につきましては、発行総額46億8,800万円のうち学校給食センター建設事業と地域振興基金事業に19億4,190万円、大曲地域においては土地区画整理事業に7億800万円、神岡地域においてはまちづくり交付金事業と北檜岡公民館建設事業に7億4,910万円、西仙北地域においては生涯学習センター、統合保育園建設事業に1億2,030万円、中仙地域においてはまちづくり交付金事業、八乙女青年の家大規模改修事業に4億9,230万円、協和地域においてはまちづくり交付金事業、協和小学校統合建築事業に6億7,720万円をそれぞれ活用しており、今後もまちづくり交付金事業や協和地域の統合小学校改築事業などの継続事業に27億6,930万円の発行を予定しております。

合併特例債は負担の少ない有利な財源、地域活性化に欠かせない財源であり、活用可能な事業が存在する限り、この有利な制度を有効に活用していくことが財政の健全化を

保つ上で重要であると考えております。ただ、借金には違いありませんので安易に依存せず、市債発行額の抑制や償還金の財源確保などの対策を講じながら、今後とも市民の生活に直結した地域的な事業や圏域全体にかかる広域的・基幹的な事業、いわゆるまちづくりに真に必要となる事業にその発行、活用方法を慎重に検討してまいりたいと存じます。

次の市東部へのアクセス道路に関する質問につきましては建設部長から答弁させていただきます。

次に、大曲地域の公民館についてであります。

公民館における出張所業務につきましては、各公民館の所管地域には約2,000人から7,000人の市民が住んでおり、合併以前から地域の利便性、また業務量を考慮し、地域に密着した業務については地域ごとの事務処理体制が便利との考えから出張所機能についてもあわせて設置し、業務は公民館職員が併任して実施してきたものであります。

現在、公民館が取り扱っている出張所業務につきましては、市民課窓口で発行している諸証明の取り次ぎや地域の行政協力員、納税貯蓄組合、防犯協会、交通安全母の会、環境衛生推進協議会等に関する事務を取り扱っているほか、地域住民の総合的な窓口相談にもあたっております。また、6館に係る経費につきましては、19年度予算額で19人分の職員人件費と維持管理費でおよそ1億8,600万円となっております。

市の所有する公共施設については、大山議員にもお答えいたしました。現在その状況について調査しており、それらに基づき施設のあり方の方向づけをすることとしており、その中で大曲地域の公民館についても出張所業務を含めて今後のあり方を検討していく所存であります。

10点目の市民会館等の公共施設の維持管理及び運営方針に関する質問につきましては教育次長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、中・長期的発展計画の早期の提案と具体化についてであります。

はじめに、発展計画の早期確立についてであります。大仙市総合計画は基本構想期間を平成27年度までの10年間とし、基本計画については計画期間を平成22年度までの5年間として、地域の特性・独自性を生かしつつ大仙市の一体感の早期醸成を目指し策定したものであります。

また、実施計画は基本構想・基本計画の施策や事業の具体的な内容を示すもので、社

会情勢や財政状況を勘案しながら毎年ローリングを行い、5年間の事務事業を明確にしているところであります。

なお、平成24年度以降の事業計画についても年度が繰り延べとなった事業や新市建設計画において後期事業となっているもの等を含め、事業の必要性や優先順位を考慮しながら精査・調整作業を進めており、事業予定の概要につきましては、まとまり次第議会にもお示ししたいと考えております。

2点目の学校施設に関する質問につきましては教育長から、3点目の東部上水道計画に関する質問につきましては水道局長から、4点目の介護施設の整備率と質に関する質問につきましては健康福祉部長からそれぞれ答弁させていただきます。

私からの答弁は以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。柴田建設部長。

○建設部長（柴田勝三君） 区画整理事業終了後の市東部へのアクセス道路についてお答え申し上げます。

中心市街地へのアクセス道路の整備計画につきましては、中・長期的な展望に立ち整備を進めなければならないものと認識しております。

大仙市の将来都市ビジョンの構築には、大仙市共通の視点、認識に立ち、土地利用計画、交通施設整備計画、その他都市施設整備計画等の見直しを行い、まちづくりの長期的な方向性を示し、将来都市の理念、目標、方針を設定する都市計画マスタープランの策定が必要不可欠であると考えております。

議員ご質問の都市計画道路丸子線につきましては、現在、県道大曲田沢湖線ですが、区画整理事業により丸子川右岸までの整備が計画されております。新しい橋を含め、丸子町及び仙北地域への整備は、都市計画道路のルート見直しを含めて県と協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、今後、都市計画マスタープランの計画策定にあたりましては、仮称ではありませんけれども大仙市都市計画マスタープラン策定委員会を組織するなど、各地域の方々にも参画していただき、話し合いながら進めてまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 大曲市民会館、中仙市民会館、協和市民センター及び仙北ふ

れあい文化センターの4市民会館及び大曲市民会館が所管している大曲中央公民館、大曲交流センターの管理・運営方針につきましては、これまでの内容を見直し、今年度から新たな体制でスタートしたところでございます。

これは各市民会館の機能を高めるとともに効率的な管理・運営を行うことにより、市民の皆さんの芸術文化活動、交流の拠点施設として利用しやすいように施設を管理する体制で整備したものでございます。

具体的には、4市民会館を統括する総合市民会館制をとったものでございます。これまで4市民会館は、教育委員会の生涯学習課が所管しておりましたけれども、これを大曲市民会館が全館を統括する総合市民会館と位置づけまして、統括担当するものとして教育委員会に主席参事を新たに配置の上、独立させたものでございます。これによりまして4市民会館と大曲中央公民館、そして大曲交流センターの6つの施設の連携が強化されまして、より多目的に利用いただくことができるようになりました。人材・スタッフ、それから器材等の有機的活用と施設の効率的な管理・運営も進み、経費の面においても、そして事業の面においても効果があるものと考えておりますので、当面はこの体制で臨んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 次に、新しい学校づくりと将来構想につきましては、3月に策定いたしました「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」の具体化にあたりまして、ご指摘の点について十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

本市におきましては、6年後には児童生徒数が1,300人程度減少することが想定されております。このような状況の中で未来の大仙市を担う市民として望ましい資質を育むことを目指しまして、大仙市の子供たちをどう育てるのか、そして、これからの大仙市の学校教育はどうあるべきか、その姿を明確にしましたのが「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」でございます。このビジョンは各層の有識者15名の委員の方々それぞれの立場から検討していただきましたし、また、市内の東部地域、中央・西部地区の3カ所で、保護者などを対象といたしまして懇談会の意見をお聞きし、策定したものでございます。

ビジョンの中では、進む少子化の中にあって大仙市学校教育のさらなる充実を図るために、学校規模の適正化が案として提示されており、この実現のためには地域の方々の

ご理解やご協力が必要であることもご指摘のとおりだと思っております。そのため、現在このビジョンの内容の説明、意見交換会を旧市町村単位に設置されております地域協議会に対し行っているところでございます。また、今後もPTAや校長会などにも説明していく予定としております。

学校再編、規模の適正化を進めていく上では多くの課題が存在しております。特に財政事情を考慮した場合、一挙に進めていくことは困難な状況でありますから、計画的に一定の理解の得られた地域から進めていくことも方法の一つでないかと考えております。

また、規模の適正化の対象となる全校の新築も困難な状況でありますから、第1段階として建設の新しい学校の利用なども必要でないかなというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましてもビジョンの実現は重要な教育課題でございまして、地域の方々のご意見・ご意向に十分配慮しながら、将来を担う子供たちの視点を最重要視し実現に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。田口水道局長。

○水道局長（田口良邦君） 東部地域の水道整備計画の状況と今後の方向性についてお答え申し上げます。

平成18年2月の「真木ダム代替案検討プロジェクトチーム会議」におきまして、治水・水道水源・維持流量の3つの代替案が示されておりますが、斉内川の治水対策につきましては県が事業主体となり実施いたしますが、水道事業につきましては大仙市が事業主体となって実施するものであります。

東部地域水道整備につきましては、18年度から2カ年で実施する「水道事業基本計画策定業務」の中で、太田、中仙、仙北の東部地域を含めた大仙市全域を対象としまして給水区域の見直しと既存の簡易水道などの統合や、未普及地区の解消を図るため現在作業を進めております。

平成18年度に策定した「水道事業基本構想」では、水道施設の現況把握と将来見通しを得るため、20年のスパンで人口と水需要の予測を行い、施設整備に向けた課題を抽出し、玉川の伏流水及び地下水の水源による複数の整備計画案について、経済性、維持管理費等を考慮に入れ比較評価し、3つの整備計画案を選定しております。

今後のスケジュールにつきましては、昨年度に策定した「水道事業基本構想」につき

まして、東部地域の各地域協議会開催時に説明するとともに、東部地域全世帯の住民意向調査を実施する予定であります。その後、協議会の意見や意向調査の結果を踏まえ、検討を加えまして、基本計画の素案をまとめ、再度地域協議会に説明し、20年3月までに具体的な整備内容を盛り込んだ計画を取りまとめたいと考えております。

また、平成20年度には「地域水道ビジョン」を策定し、将来見通しを分析・評価するとともに、玉川伏流水の水利権申請及び水道事業の認可申請を予定しており、平成21年度から緊急性のある地域から優先的に整備してまいりたいと考えております。

また、県との関係でございますが、ダム負担金の軽減等についてこれまで数回協議しておりますが、まず東部地域の整備計画が確定し、玉川の伏流水の必要水量が決定した段階で協議を進めるということにいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。深谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（深谷久和君） 次に、介護施設の整備率と質についてであります。

現在、介護施設の整備については、大曲仙北広域市町村圏組合第3期介護保険事業計画に沿って進めているところであり、当市の特別養護老人ホーム、老人保健施設及びグループホームの整備率は、国が示す目標値を既に満たしておりますが、平成21年度以降の施設等の整備につきましては、来年度策定の第4期介護保険事業計画の中で検討されることとなります。

また、グループホームなど地域密着型サービスにつきましては、市町村が事業者指定及び指導監査にあたることとなっており、当市の場合、これらの事務は市との連携を図りながら大曲仙北広域市町村圏組合が行っておるところでございます。

指定にあたりましては、申請書類の内容の審査、法人としての運営状況、あるいは適正なサービスが確保できるかなどを総合的に評価判断し、地域密着型サービス運営委員会の審査を経て指定しておりますし、指定後も随時運営やサービス提供の内容についてチェックするなど、不正請求の防止、介護サービスの適正化に努めているところでございます。

市といたしましては、議員がご指摘されます利益優先による今般のような介護事業問題が発生しないよう、施設の増設よりもサービスの質を確保し維持することを優先した取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 22番本間輝男君の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第2、議案第116号から日程第21、議案第135号までの20件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第116号、議案第123号、議案第131号、議案第133号及び議案第134号の5件は総務常任委員会に、議案第120号及び議案第126号から議案第130号までの6件は企画産業常任委員会に、議案第117号、議案第121号、議案第122号、議案第125号及び議案第132号の5件は教育民生常任委員会に、議案第118号、議案第119号、議案第124号及び議案第135号の4件は建設水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第22、議案第136号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第136号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第23、議案第137号から日程第31、議案第145号までの9件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第142号から議案第145号までの4件は総務常任委員会に、議案第137号及び議案第138号の2件は教育民生常任委員会に、議案第139号から議案第141号までの3件は建設水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第32、請願第12号及び日程第33、請願第13号

の2件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第34、陳情第48号から日程第37、陳情第51号までの4件を一括して議題といたします。

本4件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ記載の各常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月22日から6月26日までの5日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、6月22日から6月26日までの5日間、休会することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会をし、来たる6月27日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変長時間ご苦勞様でございました。

午前11時59分 散 会